

所を設けた場合、乙県知事の免許を受ける。

## 2. 免許換えの申請

**知事の免許**に免許換えをする場合（上記①と③のパターン）は、新しい免許権者である知事に**直接**申請する。これに対し、**大臣の免許**に免許換えをする場合は、主たる事務所（本店）の所在地を管轄する**知事を経由**して行う。

## 3. 有効期間

免許換えによって取得した新しい免許の有効期間は**5年**である（旧免許の有効期間の残存期間ではない）。

# 6 廃業等の届出

宅建業者に以下の事由が生じた場合には、届出義務者は免許権者に届出をしなければならない。

	事 由	個人業者	法人業者	期 限	免許失効の時点
①	死 亡	相 続 人	—	その事実を知った日から 30日以内	死 亡 の 時
②	破産手続開始の決定	破産管財人	破産管財人	その日から 30日以内	届 出 の 時
③	廃 業	本 人	代 表 役 員		
④	法人の解散	—	清 算 人		
⑤	法人の合併消滅	—	消滅会社の代表役員		合併消滅の時

# 7 みなし業者

免許はその者に対してのみ与えられたものであるから、他人に譲渡したり相続人が引き継いだりすることはできない。ただし、例外として、死亡前に宅建業者（個人業者）が**締結していた契約に基づく取引を結了する目的の範囲内**（＝やりかけの仕事の範囲内）では、相続人も宅建業者とみなされる。